

◆ 各種手当と支援制度 ◆

◆各種医療費支給制度

○小児（出生から高3（相当）まで）への医療費助成

小児が病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成します。

※所得制限はありません。

○母子、父子家庭への医療費助成

母子・父子家庭の親、または子どもが病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成します。※所得制限があります。

○妊産婦への医療費助成

妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病について自己負担分の一部を助成します。※所得制限があります。

○重度心身障がい者への医療費助成

重度心身障がい者が病気やケガなどで、病院等で治療を受けたときの医療費の自己負担分を助成します。※所得制限があります。

お問い合わせ 医療保険課

☎0299-48-1111 内線1106～1108

○自立支援医療制度

（1）育成医療

身体に障がいがあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患があるお子さんが、手術等の治療を受けることにより障がいの除去・軽減が確実に図れる場合に、その治療に要した医療費の一部を公費で負担する制度です。対象は18歳未満のお子さんになります。

*対象の障がい 視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由、内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他の先天性内臓障がい）

（2）精神通院医療

発達障がいや精神による疾患により通院医療が継続的に必要な場合に、その通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

お問い合わせ 社会福祉課

☎0299-48-1111 内線3121～3123

○出産育児一時金の支給

出産したときに分娩者の加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。詳しくは加入している健康保険へお問合せください。

※国民健康保険に加入している方は、医療保険課へお問合せください。

お問合せ 医療保険課 ☎0299-48-1111 内線1106～1108

◆各種手当

○児童手当

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にしています。

児童手当を受けるためには、請求（認定請求）が必要です。（公務員の方は基本的に勤務先での申請になります）。

児童手当は申請した翌月分から支給となりますのでお早めに申請ください。

◆支給対象

中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育して入る方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆支給時期

支給は原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

お問合せ 子ども福祉課 ☎0299-48-1111 内線3228・3227

○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。児童扶養手当を受けるためには認定請求が必要です。また、その請求の翌月分からの支給となりますのでお早めに申請ください。

◆手当を受けることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受け取ることができます。「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身に概ね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

◆手当の対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障がいの状態にある児童
4. 父または母の生死不明な児童
5. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
9. 父または母が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童
(平成24年8月1日から)

なお、日本国内に住所を有しないときや、児童が事実上婚姻関係にある相手に養育されているときなど、手当が支給されない場合がありますので、詳しくは子ども福祉課までお問い合わせください。

◆支給額

支給額は、請求者や請求者の扶養義務者の所得に応じて決定されます。

全部支給の場合（平成29年4月分～）

対象児童数	全部支給
1人	月額42,290円
2人	月額52,280円
3人	月額58,270円

※4人目以降は5,990円ずつ加算されます。

◆支給時期

原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの月の前月分までの手当てを支給します。

お問合せ 子ども福祉課 ☎0299-48-1111 内線3228

◆障がいのあるお子さんへの手当

○障がい児福祉手当

身体、知的または精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※障がいを支給事由とする公的年金を受給している方や施設などに入所している場合は、手当を受けることができません。

※受給者または配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。

○在宅心身障がい児福祉手当

満20歳未満の心身に障がいのある児童を家庭で養育している保護者に支給します。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※施設などに入所している場合や障がい児福祉手当を受けている場合は、手当を受けることができません。

○特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している父母等の養育者に対して支給されます。該当者は申請することにより手当の支給を受けることができます。

※受給者または配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得があった場合は、手当を受けることができません。

○心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり、重度障がいの状態となったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

◆障がいのあるお子さんへの支援

○身体障がい者手帳

身体障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい等級等により補装具費の支給、日常生活用具給付費の支給、公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成（7ページをご覧ください。）等を受けることができます。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○療育手帳

茨城県福祉相談センターにおいて知的障がいと判定された場合に交付されます。この手帳交付を受けると、その認定された障がい程度等により公共交通機関の割引、税の控除・減免、重度心身障がい者への医療費助成（7ページをご覧ください。）等を受けることができます。

お問合せ 茨城県福祉相談センター ☎029-221-4150

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の助成

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんを対象に、補聴器の購入費用の一部が助成されます。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○特定疾病療養者見舞金

茨城県から「指定難病特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けて療養されている方に見舞金が支給されます。

※見舞金の支給を受けるためには、毎年の申請が必要となります。

- ◆見舞金の額…指定難病：年額20、000円、小児慢性：年額10、000円
- ◆申請の期間…毎年10月1日から12月20日まで

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○補装具費の支給

身体の障がいや難病等のお子さんが将来社会人として、自立自活するための素地を育成助長するため、障がいの種類や程度に応じた補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。

※購入・修理費用の原則1割が自己負担となります。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○日常生活用具の給付

障がいや難病等のお子さんの日常生活が円滑に行なわれるよう、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具が給付されます。

※購入費用の原則1割が自己負担となります。

お問合せ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○障がい児通所支援

障がいがあるお子さんが身近な地域で支援を受けられるように、主に次のような通所サービスを受けることができます。

(1) 児童発達支援

未就学の障がいがあるお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校等に就学している障がいがあるお子さんに、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などの支援を行うとともに、放課後等の居場所作りを行います。

(3) 保育所等訪問支援

障がいの知識や障がいがあるお子さんへの指導経験のある支援員が、保育所などを訪問し、障がいがあるお子さんや保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○障がい福祉サービス

在宅で生活している障がいがあるお子さんを支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所などの障がい福祉サービスを受けることができます。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123

○日中一時支援事業

障がいがあるお子さんを日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）や家族の就労支援（タイムケア）など、ご家族の介護負担を軽減するため、事業所においてお子さんを日帰りで一時的にお預かりするサービスを提供しています。

お問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-48-1111 内線3121～3123